

## 入札説明書

中部地方整備局多治見砂防国道事務所の「平成23年度 単価契約 砂防図面等作成業務(上松)」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公示日 平成23年 3月10日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長 今井 一之

岐阜県多治見市小田町4-8-6

3 業務概要

(1) 業務名 平成23年度 単価契約 砂防図面等作成業務（上松） （電子入札対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、多治見砂防国道事務所の上松出張所管内における砂防事業を円滑かつ速やかに執行するため、各種図面等の作成を行うものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下の通りである。

- 1) 本業務は、砂防事業にかかわる詳細設計の完了している成果を用い、施工単位に分割、修正、とりまとめを行うものである。
- 2) 本業務の範囲は、設計条件を一部変更して、安定計算・応力計算を行って断面の決定を行う程度の設計計算を含むものとし、高度な線形計画及び複雑な構造計算を要するもの等は対象としない。
- 3) 本業務の内訳・数量は、特記仕様書（案）及び数量総括表（案）によるものとする。

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成24年3月30日

(5) 資料等の提出方法

本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・ 受付窓口：国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課  
〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4-8-6  
TEL 0572-25-8021 FAX 0572-25-7997  
まで持参により提出すること。
- ・ 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

#### 4 指名されるために必要な要件

##### (1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成23年4月1日において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

##### a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 親会社と子会社の関係にある場合
- イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

##### c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ②に掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も申請書等を提出することができるが、参加表明書の提出期限までに平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。

## (2) 業務拠点に関する要件

次のいずれかの市町村内に営業拠点等を有するものでなければならない。

- ・岐阜県：多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、可児郡御嵩町
- ・長野県：木曾郡上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

## (3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：砂防事業における「単価契約 図面作成業務」の実績

類似業務：砂防事業における砂防堰堤の詳細設計の業務実績

## (4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋（RCCMと同等の能力を有する者も含む。））のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 砂防分野の論文により学位を取得した農学博士等
- ・ 砂防分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 砂防分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 砂防分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は砂防分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 砂防分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、砂防分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、砂防分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

#### (5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績を同種又は類似業務として認める。

また、担当者の立場で行った場合は、業務の主たる部分を担当していない場合は実績として認めないので注意すること。

同種業務：砂防事業における「単価契約 図面作成業務」の実績

類似業務：砂防事業における砂防堰堤の詳細設計の業務実績

#### (6) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成23年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満又は手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満又は手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理(主任)技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(8) 競争参加資格を与えない要件

参加表明書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

①参加表明書の提出が無い場合や内容が記載されていない場合。

また、必要資料の添付が無いものについては、実績等の証明が無いものと見なし、競争参加資格を与えない。

5 担当部局

〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4-8-6

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 経理課

電話 0572-25-8021 FAX 0572-25-7997

メールアドレス: keitajim@cbr.mlit.go.jp

6 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：別表②のとおり。

提出先：5と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵便等により提出すること。郵便等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に以下のファイル形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG及びGIF形式  
圧縮ファイル LZH形式のみ

※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(2) その他

- ① 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された参加表明書（CD-ROM等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期間以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先・・・5 と同じ。

7 入札参加者を指名するための基準

(1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、7(2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、参加表明者並びに予定管理技術者の経験及び能力等を勘案するものとする。

なお、指名通知の日は別表①を予定する。

(2) 入札参加者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価 ウェイト	
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成13年度以降の同種又は類似業務の実績	下記の項目で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。  なお、業務実績が無い場合は選定しない。	① 3 ② 0
		平成18年度以降の業務実績	過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。 なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。	

		<p>①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上</p> <p>②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満</p> <p>③以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満</li> <li>・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合</li> </ul> <p>④以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満</li> <li>・過去4年間に於いて、中部地方整備局発注業務におけるTECRIの業務分野において地質に該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合</li> </ul>	<p>①7</p> <p>②4</p> <p>③1</p> <p>④0</p>
	営業拠点 営業拠点等の所在地	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村に営業拠点等を有する。</p> <p>②多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町に営業拠点等を有する。</p>	<p>①5</p> <p>②0</p>
	企業信頼度（指名停止等）	<p>参加表明書提出日より以下の期間内に処分を受けている場合、評価点を減じる。</p> <p>①該当なし</p> <p>②以下のいずれかに該当する。</p> <p>ア) 営業停止又は指名停止期間処理後6ヶ月</p> <p>イ) 文書注意後2ヶ月</p> <p>ウ) 口頭注意後1ヶ月</p>	<p>①0</p> <p>②-5</p>
基本事項 (技術者)	技術者資格	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）又は土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者</p> <p>②土木学会が認定した1級技術者又はRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）また、これらと同等と認められる者</p> <p>なお、上記以外の場合は選定しない。</p>	<p>①5</p> <p>②0</p>
	業務実績 平成13年度以降の同種又は類似業務の実績	<p>下記の項目で評価する。</p> <p>① 同種業務の実績がある。</p> <p>② 類似業務の実績がある。</p> <p>なお、業務実績が無い場合は選定しない。</p>	<p>①3</p> <p>②0</p>
	平成18年度以降の業務成績	<p>過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及</p>	



		<p>び海岸・海洋に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p> <p>①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上 ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満 ③以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満 ・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 ④以下のいずれかの場合 ・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満 ・過去4年間に、中部地方整備局発注業務におけるTECRIの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合</p>	<p>① 7 ② 4 ③ 1 ④ 0</p>
技術者信頼度（優良表彰）	平成19年以降の優良表彰の有無	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>※優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。</p> <p>①中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績 ②他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績 ③優良表彰の受賞実績がない</p>	<p>① 5 ② 1 ③ 0</p>
地域精進度	過去4年間の当該事務所周辺での業務実績の有無	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①多治見砂防国道事務所の木曾川水系直轄砂防流域市町村（中津川市、上松町、南木曾町、大桑村）における業務実績あり ②多治見砂防国道事務所の庄内川水系直轄砂</p>	<p>① 5 ② 3 ③ 0</p>

			防流域市町村（多治見市、土岐市）における 業務実績あり ③上記の業務実績無し  なお、発注機関は問わない。
業務実施 体制	業務実施体制の妥当性		下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場 合。

## 8 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
  - ①受付場所：5 と同じ。
  - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

## 9 入札説明書に対する質問

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出し、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

  - ①質問の受付先：5 と同じ。
  - ②質問の受付期間：別表③のとおり。
- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

なお、質問を受理した日によっては、回答が参加表明書の提出日を越える場合があります。

  - ①閲覧場所：多治見砂防国道事務所 1F 掲示板
  - ②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

## 10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

### (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。(紙入札の場合も同じ。)

### (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により多治見砂防国道事務所経理課まで持参又は郵送等すること。

### (3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

## 11 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は原則として2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

## 12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

## 13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

#### 14 入札の無効等

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて4 に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、指名通知を受け、入札した場合においても、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

#### 15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

#### 16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

##### (1) 配置予定管理技術者の制限

配置予定管理技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- 1) 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術

者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

#### (2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成22・23年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

#### (3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

#### (4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

#### 17 契約書作成の要否等

業務等委託契約書（単価契約）により契約書を作成するものとする。

#### 18 支払条件

支払回数は3回以内

19 火災保険付保の要否 否

20 関連情報を入手するための照会窓口 5 と同じ

21 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添（様式－1～7、A4判）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明者の業務拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>・次のいずれかの市町村内に、技術者が1名以上常駐している業務拠点を記載する。 岐阜県：多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、可児郡御嵩町 長野県：木曾郡上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村</li><li>・記載様式は様式－2とする。</li></ul>
参加表明書の提出者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。</li><li>・記載する業務は平成13年度以降に完了した業務とする。</li><li>・記載する業務の件数は、1件とする。</li><li>・記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。</li><li>・また、入札参加希望者が過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績が無い場合は、過去4年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－3－2に記載する。</li><li>・なお、過去4年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式－3と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－3と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。</li><li>・記載する業務の件数は、1件とする。</li><li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。</li><li>・なお、<u>複数件記載した場合は評価しないので注意すること。</u></li><li>・<u>業務成績が有る場合は、必ず記載すること。</u>なお、国土交通省発注業務で業務成績通知を受理していない場合は、発注者へ確認すること。 但し、請負金額が少額で成績評定を受けていないものは除く。成績評定対象外の場合は「評定無し」と明記すること。</li></ul>
配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。</li><li>・手持ち業務は平成23年4月1日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは管理（主任）技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合</li></ul>

	<p>は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去4年間の当該事務所周辺での完了した業務実績について、1件記載する。</li> </ul> <p>なお、業務実績は、発注機関を問わないが、管理（主任）技術者又は担当技術者として自らが主体的に関わったものに限り、<u>照査技術者としての実績は認めない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式－4とする。</li> </ul>
<p>配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。</li> <li>・業務実績は管理技術者又は担当技術者として自らが主体的に関わったものに限り、<u>照査技術者としての実績は認めない。</u></li> </ul> <p>なお、担当技術者の場合は同種又は類似条件の主たる部分を担当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載する業務は平成13年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、1件とする。</li> <li>・記載様式は様式－5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。</li> <li>・なお、受発注者の立場で行った業務実績の場合は、その内容を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。</li> </ul> <p>レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1枚に記述した資料及び経歴書とすること。</p> <p>なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、配置予定管理技術者が過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において河川、砂防及び海岸・海洋に該当する業務の受注実績がない場合は、過去4年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－5－2に記載する。</li> <li>・なお、過去4年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式－5と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－5と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。</li> <li>・記載する業務の件数は、1件とする。</li> <li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。</li> <li>・なお、<u>複数件記載した場合は評価しないので注意すること。</u></li> <li>・<u>業務成績が有る場合は、必ず記載すること。</u>なお、国土交通省発注業務で業務成績通知を受取していない場合は、発注者へ確認すること。</li> </ul> <p>但し、請負金額が少額で成績評定を受けていないものは除く。成績評定対象外の場合は「評定無し」と明記すること。</p>
<p>優良業務表彰の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者の過去4年間の優良表彰の有無について記載する。</li> <li>・記載様式は様式－6とし、優良表彰があった場合は、その写しを提出すること。</li> <li>・配置予定管理技術者の優良表彰については、個人対象以外の場合は、その業務に携わったことが証明出来る資料を添付すること。</li> </ul>
<p>業務実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の分担について記載する。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載</li> </ul>

するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－7とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載すること
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明書の提出者が過去に受注した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の他に特記仕様書等で当該業務の内容が証明できる書類の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務の主たる部分に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明書の提出者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、且つ業務の内容が確認できる場合、上記写しは提出する必要がない。

また、配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士の場合、「河川、砂防及び海岸・海洋」であることが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

上記(1)～(3)の必要資料の提出が無いものについては、実績等の証明が無いものと見なし、競争参加資格を与えない。

## 22 その他

(1) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成23年度の予算が成立し、予算示達され、かつ平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けた場合とする。

本入札に係る落札決定及び契約締結は、平成23年4月1日とするが、本入札に係る平成23年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立後最初の開庁日とする。

また、暫定予算となった場合、予算処置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(2) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

(4) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。



- (5) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定管理技術者を当該業務に管理技術者として配置すること。
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- (7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514  
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
  - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、  
中部地方整備局多治見砂防国道事務所経理課 電話0572-25-8021 へ連絡すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (10) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。再入札通知書については発注者から送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- (11) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

別表

①	指名通知の日	平成23年3月28日
②	参加表明書の提出期間	平成23年3月11日から 平成23年3月18日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	平成23年3月11日から 平成23年3月28日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成23年4月 1日10時00分から 平成23年4月 4日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成23年4月 5日9時30分 多治見砂防国道事務所 入札室

(別添)

(様式-1)

## 参加表明書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
中部地方整備局  
多治見砂防国道事務所長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

平成23年3月10日付けで手続開始の公示のありました平成23年度 単価契約  
砂防図面等作成業務（上松）に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準  
用する予決令第70条の規定する者でないこと並びに参加表明書の内容につ  
いては事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別添の様式-1から様式-7まで及び契約書の写しを提出してください。  
なお、紙入札方式の場合は返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留  
料金分を加えた所定の料金(380円)の切手をはった長3号封筒を、参加表明書と併せて提出して  
ください。また、印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

(様式-2)

参加表明者

営業拠点等の所在地		
拠点名	営業拠点等の所在地	技術者人数
記載は1箇所まで可		〇〇人

※営業拠点等について

- ・営業拠点に関する要件を満たす所在を1箇所記載し、それを証するものを添付すること。  
(パンフレット等。) なお、所在を証する資料の添付が無い場合は参加資格を認めないの  
で注意すること。
- ・技術者が1名以上常駐していること。
- ・営業拠点等の技術者人数を記載すること。

## 参加表明者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	〇〇業務		
業務名		評点	〇〇点
TECRISの登録番号			
契約金額			
履行期間			
業務地域 (都道府県・市町村名)			
発注機関名 住所 TEL			
業務の概要			

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

※業務成績が有る場合は、必ず記載すること。なお、成績評定対象外の場合は「評定無し」と明記すること。

## 参加表明者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類	〇〇業務		
業務名		評点	〇〇点
TECRISの登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注機関名 住所 TEL			
業務の概要			

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－3と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－3と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

※業務成績が有る場合は、必ず記載すること。なお、成績評定対象外の場合は「評定無し」と明記すること。

## 配置予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日			
③所属・役職					
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)					
⑤手持業務の状況(平成23年4月1日現在)、契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)					
業務名(TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額	
				(契約金額合計 千円)	
⑥当該事務所周辺での業務実績(平成18年度以降)					
業務地域 (都道府県・市町村名)	業務名 (TECRIS登録番号)	発注機関	管理技術者 又は、担当 技術者等の 別	履行期間	受注会社 名
	記載件数は1件とする。	△△事務所 等			

※⑥について、記載件数は1件とし、TECRIS登録番号が有る場合は必ず記載すること。但し、TECRISが未登録の場合は自身が当該業務に携わったことが確認できる資料(契約書及び業務計画書の写し等)を添付しこれに代えること。なお、これらの不備により実績が確認できない場合又は、複数件記載した場合は評価しないので注意すること。

## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	〇〇業務		
業務名		評点	〇〇点
TECRISの登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注機関名 住所 TEL			
業務の概要			
業務における立場	管理（主任）又は担当技術者の別 ----- 担当技術者の場合は、同種又は類似業務実績を満足することが確認できるよう何を担当したか簡潔明瞭に記述（必ずTECRISの担当技術者としての登録内容と整合していること。 <u>これで確認できない場合は必ず当該業務に従事していることが確認できる資料等の写しを提出すること。</u> ）		

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

※業務成績が有る場合は、必ず記載すること。なお、成績評定対象外の場合は「評定無し」と明記すること。

※担当技術者の場合、提出資料の不備により業務実績を確認できない場合は実績として認めないので注意すること。



## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

業務の分類	〇〇業務		
業務名		評点	〇〇点
TECRISの登録番号			
契約金額			
履行期間			
発注機関名 住所 TEL			
業務の概要			
業務における立場	管理（主任）又は担当技術者の別 ----- 担当技術者の場合は、同種又は類似業務実績を満足することが確認できるよう何を担当したか簡潔明瞭に記述（必ずTECRISの担当技術者としての登録内容と整合していること。 <u>これで確認できない場合は必ず当該業務に従事していることが確認できる資料等の写しを提出すること。</u> ）		

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－5と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－5と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

※業務成績が有る場合は、必ず記載すること。なお、成績評定対象外の場合は「評定無し」と明記すること。

※担当技術者の場合、提出資料の不備により業務実績を確認できない場合は実績として認めないので注意すること。

## 優良業務表彰の有無

平成19年度から平成22年度の技術者の優良表彰の有無（該当する番号に○を記載する）

（対象は、業務実施期間ではなく、表彰年度が上記の期間のものを対象とするので注意すること）

1. 有り      2. 無し

技術者の優良表彰があった場合、以下を記載する。

（土木関係建設コンサルタント業務）

表彰年度	業務名（TECRIS登録番号）	発注者	管理技術者又は 担当技術者の別	表彰者
○年度	○○年度△△詳細設計業務 (000000000000) (記載件数は1件とする。)	△△事務所		局長又は事務所長 等

注：優良業務の表彰があった場合、その写しを提出すること。

なお、TECRIS登録が有る場合は必ず番号を記載すること。但し、TECRIS登録をしていない場合は、技術者表彰の場合を除き配置予定管理技術者が当該業務に携わったことが確認できる資料を添付すること。（技術者表彰以外の場合でTECRIS登録をしていない場合は、契約書の写し及び業務計画書の該当箇所の写し等当該業務を実施したことが確認できる資料を提出すること。）

また、TECRIS登録番号の記載が無い場合及び配置予定管理技術者が業務に従事したことが確認できない場合は評価しないので注意すること。

## ・業務実施体制

分担業務の内容	備 考
e x. 業務の分担なし	

注1：業務の分担について記載するものとする。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。